

四日市市告示第206号

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱（令和3年四日市市告示第178号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 奨励金の交付の対象となる者は、令和3年4月1日以降に空き家・空き地バンクに空き家、空き地を登録した所有者又は登録空き家、空き地の売買契約、賃貸借契約を成立させた所有者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) <u>市税</u>に滞納がないこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 奨励金の交付の対象となる者は、令和3年4月1日以降に空き家・空き地バンクに空き家、空き地を登録した所有者又は登録空き家、空き地の売買契約、賃貸借契約を成立させた所有者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) <u>市町村税</u>に滞納がないこと。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(交付対象の空き家、空き地)</p> <p>第4条 奨励金の交付対象となる空き家、空き地は次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>四日市市空き家流通促進補助金交付要綱(令和6年四日市市告示第202号)による補助金の交付を受けていないこと。</u></p>	<p>(交付対象の空き家、空き地)</p> <p>第4条 奨励金の交付対象となる空き家、空き地は次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>
<p>(奨励金の交付申請)</p> <p>第6条 空き家、空き地の空き家・空き地バンクへの登録時に奨励金の交付を受けようとする者は、四日市市空き家バンク登録奨励金受交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、四日市市空き家・空き地バンクへの物件の登録の前に市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(奨励金の交付申請)</p> <p>第6条 空き家、空き地の空き家・空き地バンクへの登録時に奨励金の交付を受けようとする者は、四日市市空き家バンク登録奨励金受交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、四日市市空き家・空き地バンクへの物件の登録の前に市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) <u>市税</u>の滞納がないことの証明書(発行日から3月以内のもの)</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(2) <u>市町村税</u>の滞納がないことの証明書(発行日から3月以内のもの)</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

第1号様式を次のように改める。

四日市市長

申請者 住所
フリ ガナ
氏 名
電話番号 ()

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付申請書

四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額等

登録物件	空き家 ・ 空き地	
所在地	四日市市	
所有者	住所	
	氏名	
区分	登録時 ・ 成約時	
交付申請額	円	

2. 添付書類

登録時

- (1) 空き家又は空き地の所有者がわかる書類
- (2) 市税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- (3) 誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

成約時

- (1) 登録空き家、空き地の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し
- (2) 市税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- (3) 誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。